

埼玉自発40024
令和4年2月18日

各 団 体 長 殿

自由民主党埼玉県支部連合会
会 長 柴 山 昌 彦
幹 事 長 小谷野 五 雄
政務調査会長 宮 崎 栄治郎

**『令和4年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する
団体要望書』に対する対応状況等の送付について**

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年お預かりしました『令和4年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する団体要望書』につきまして、県からの要望に対する対応状況等の回答書を送付いたします。

なお、要望につきましては、十分な回答を得られなかったものもあるかと存じますが、引き続き要望の実現に向けて尽力して参りますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

今後も自由民主党埼玉県支部連合会に対しまして、特段のご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

自由民主党埼玉県支部連合会 工藤
TEL 048-824-3297

自由民主党埼玉県支部連合会 令和4年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.005

団体名 埼玉司法書士政治連盟

県民生活部

| 要 望 項 目 | |
|---|-------|
| <p>【企画財政部会関係】</p> <p>2. <埼玉司法書士政治連盟></p> <p>(1) デジタル・トランスフォーメーション支援充実に向けた具体的制度化の実施</p> <p>政府はデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を設定し、デジタル庁を創設しその普及に乗り出しております。</p> <p>さらにコロナ禍の中で、様々な事業等の広報がWEB発信型に大きく移行しつつあります。</p> <p>そこで、埼玉司法書士会と埼玉県、各市町村の相談事業等の提携事業をより拡大するには、今後WEB発信型の広報を拡充することが、地域発展の鍵になるものかと思われまます。</p> <p>埼玉県におかれては、様々な相談業務を担っている司法書士と連携し、各種相談会等の周知徹底、県民への浸透を図るべく、予算措置を講じWEB発信型の事業を拡充されるよう制度の構築をお願い申し上げます。</p> <p>(要望内容)</p> <p>上記実現のための予算措置をお願い致します。</p> | |
| 対 応 状 況 等 | |
| 埼玉司法書士会補助事業費 | 140千円 |
| <p>県では、県民相談総合センターが行っている行政や法律などに関する県民相談の案内や実施概要等について、県ホームページを通じたWEB発信型広報に取り組んでいます。</p> <p>ご要望のとおり、埼玉司法書士会をはじめ関係団体が実施する相談会等の情報を広く県民に周知することは重要と考えます。</p> <p>そこで、今後、県民相談総合センターのページに、埼玉司法書士会等が実施する各種相談会等の情報をリンク掲載するなど、県ホームページを通じたWEB発信型広報の拡充に更に取り組んでいきます。</p> <p>また、無料相談の実施など埼玉司法書士会が極めて公共性の高い団体であることを踏まえ、平成8年度から交付している補助金についても引き続き予算化を進めていきます。</p> | |

自由民主党埼玉県支部連合会 令和4年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.006

団体名 埼玉司法書士政治連盟

県土整備部

| 要 望 項 目 |
|--|
| <p>【企画財政部会関係】</p> <p>2. <埼玉司法書士政治連盟></p> <p>(2) 未登記案件処理のための予算化について</p> <p>埼玉県管理財産である道路等につき、すでに所有権が県に移転しているにもかかわらず、その登記が私人名義で残存する土地が多くあると伺っております。その多くは、買収当時の所有者が亡くなっており、相続人の調査及び所有権確認のため複雑な手続きを要します。このまま放置するとますます複雑となり解決困難に至ります。</p> <p>よって必要な経費の予算措置を要望致します。</p> <p>またこれらの手続きには、永年これらの登記手続きに協力してきた埼玉県公共嘱託登記司法書士協会をご用命いただければ幸いです。</p> <p>埼玉県県土整備部の嘱託職員は県にとっても不経済であり、これを縮小廃止し、専門家の団体である埼玉県公共嘱託登記司法書士協会にアウトソーシングする方が、安全確実、また経済的であると提言致します。</p> <p>そのための予算措置を要望致します。</p> |
| 対 応 状 況 等 |
| <p>未登記土地処理推進事業費 7,549千円</p> <p style="text-align: center;">(相続調査、測量委託、登記委託)</p> <p>未登記土地に係る予算につきましては、関連する諸経費を確保してまいりますとともに、その執行にあたっては必要に応じて相続調査、登記などを委託するなどし、未登記土地の解消を効率的に進めてまいります。</p> |

自由民主党埼玉県支部連合会 令和4年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.007

団体名 埼玉司法書士政治連盟

県民生活部

| 要 望 項 目 | |
|---|-----------------------------|
| <p>【企画財政部会関係】</p> <p>2. <<埼玉司法書士政治連盟>></p> <p>(3) 相続法改正等に伴う相談会の実施</p> <p>① 相続法が大きく改正され、以下の事項等の施行が始まりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者居住権の創設 ・ 自筆遺言証書保管制度 自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能 法務局で自筆証書による遺言書が保管可能 ・ 被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能 <p>② 相続登記の義務化、共有物分割の簡易化、土地所有権の国庫への帰属手続きの簡易化等が法制化されました。</p> <p>③ 養育費の不払い解消に向け自治体における法的支援モデル事業の実施が日本司法書士連合会の事業として各司法書士会に示されました。</p> <p>これら詳細を県民が熟知し、それぞれの生活に活かすには、身近な法律専門家からの情報提供、及び適切な法的アドバイスが必要であると思われます。</p> <p>そこで上記①、②、③等につき専門家である司法書士団体と共催で県民向けの相談会を実施し、県民の理解を深め、余計な混乱を回避することが急務と思案します。そのための予算措置を要望致します。</p> | |
| 対 応 状 況 等 | |
| <p>県民相談費</p> <p>埼玉司法書士会補助事業費</p> | <p>3,798千円</p> <p>140千円</p> |
| <p>令和2年度に県民相談総合センターで対応した民事・家庭問題に関する相談(3,222件)のうち、遺産相続に係る相談は899件と最も多く、その約28%を占めています。</p> <p>既に施行されている①の改正や令和6年施行予定の②の改正については、月1回の司法書士による法律相談の実施や来所者への改正内容案内パンフレットの配布により県民への周知に努めていきます。③については埼玉司法書士会等が実施する各種相談会等の情報を県ホームページにリンク掲載するなど、広報面を中心とした連携・協力を更に取り組んでいきます。</p> <p>また、当センターの法律相談の日程と合わない方などには、埼玉司法書士会が実施する無料司法書士法律相談や無料電話相談などを紹介しています。</p> <p>さらに、無料相談の実施など同会が極めて公益性の高い団体であることを踏まえ、同会の健全な運営に寄与するため、平成8年度から補助金を交付しています。</p> <p>県では、引き続き、埼玉司法書士会をはじめ関係機関・団体と緊密に連携しながら、現行施策の充実に取り組んでいきます。</p> | |

自由民主党埼玉県支部連合会 令和4年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.008

団体名 埼玉司法書士政治連盟

企画財政部

要 望 項 目

【企画財政部会関係】

2. 《埼玉司法書士政治連盟》

(4) 県下各市町村への除籍謄本、除住民票等の150年保存の奨励
2019年5月24日「戸籍法改正」、「デジタル手続法」が成立し、除籍謄本、除住民票等の150年保存が国の方針として認められました。

しかしながら既に5年での保存期間経過後除籍謄本、除住民票等を除去している市町村もあると承知しております。

法律が確実に実施されるまでには数年かかると聞き及んでおります。そこで、

- ① 5年での保存期間経過後廃棄処分している市町村にはこれを撤回し150年保存に向け即時行動をとること。
- ② まだ廃棄処分をしていない市町村にもこれら法律の趣旨を尊重し、長期保存に向け環境整備することを、指導、奨励して頂きたいと要望致します。
- ③ そのための予算措置を要望致します。

対 応 状 況 等

令和元年6月20日に施行された住民基本台帳法施行令第34条第1項の規定により、市町村長は、除票（消除した住民票又は改製前の住民票）又は戸籍の附票の除票（以下「除票等」という。）を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を消除し、又は改製した日から150年間保存するものとされました。

また、施行日前の除票等についても、現存する場合は150年間の保存が義務付けられております。

各市町村における除票等の保存については、適切に行われるよう、引き続き必要な助言を行ってまいります。

なお、除籍簿の保存期間については、平成22年6月1日に施行された戸籍法施行規則第5条第4項の規定により、既に150年間とされております。

各市町村における除籍簿の保存については、管轄する法務局又は地方法務局長から、必要な助言等が行われるものとなっております。